

(意見書案第 12 号)

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、環境対策、地域交通の維持など、その果たす役割が拡大していることに加え、人口減少問題への対応など、新たな政策課題に直面しており、こうした課題に適切に対応し、今後も質の高い公共サービスを維持するためには、実態に見合った歳出・歳入を的確に見積もり、これらに見合う地方交付税及び一般財源総額を確保することはもとより、国と地方自治体が十分な協議を行った上で、地方財政計画、地方税、地方交付税のあり方を決定することが極めて重要である。

よって、国においては、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行財政運営を実現するため、平成 31 年度の地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大に向けて、次の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 社会保障、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握するとともに、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保すること。
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障関係予算の確保及び所要の地方財政措置を講ずること。
- 3 地方交付税における「トップランナー方式」による算定により地方自治体の行財政運営に支障が生じないように、地方交付税の財源保障機能を適切に働かせ、住民生活の安全・安心を確保することを前提にするとともに、人口規模の違いなど地域の実情を踏まえたものとする。
- 4 地域間の財源偏在性の是正のため、引き続き税源の偏在が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に取り組むとともに、各種税制の廃止、減税を検討する際には、地方財政の運営に影響を与えないよう代替財源を確保すること。
- 5 地方交付税の財政調整機能の強化を図るため、留保財源率を見直すこと。また、人口減少が地域間のさらなる財政力格差の拡大を招かないよう、地方交付税の算定方法について、面積的要素の拡充や、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講ずること。
- 6 地方自治体の基金は、平成 16 年度の地方交付税・臨時財政対策債の一般財源の大幅削減による財政危機やリーマンショックを初めとする経済環境変動といった状況下でも、災害の復旧・復興や住民の福祉向上のために必要な事業に対応できるよう、財政支出の節減等に努めながら積み立てたものであり、地方全体の基金残高が増加していることのみをもって、地方財源の圧縮は行わないこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 6 月 22 日

釧路市議会

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 経済産業大臣
内閣官房長官 内閣府特命担当大臣(経済財政政策) 内閣府特命担当大臣(地方創生、規制改革) 宛